

新たな競争の主戦場：AI 時代における中小企業の知的財産・データ保護－公正取引委員会の拡大調査に関する分析レポート

Gemini Deep Research

第 1 章 エグゼクティブサマリー

本レポートは、公正取引委員会（以下、公取委）が全産業を対象とする大規模な調査を開始するという決定を、生成 AI が主導する経済のパラダイムシフトに対する重要な規制対応として位置づけ、その背景と意味を深く分析するものである。

問題の核心は、資源に乏しい中小企業が保有する価値の高い無形資産—知的財産権、そして近年ますます重要性を増す産業データ—が、取引上の優越的な地位にある大企業へ体系的かつしばしば強制的に移転させられている現状にある。この不公正な取引慣行は、独占禁止法が禁じる「優越的地位の濫用」に該当する可能性があり、過去の調査でもその存在が確認されてきた。中小企業は、自社の持つデータの真の価値に対する認識不足や、大企業との交渉力・リソースの非対称性といった構造的な脆弱性を抱えている。

公取委による今回の調査は、対象を全産業に広げ、新たに「産業データ」を監視対象に加えた点で画期的である。これは単なる法執行活動にとどまらず、日本の 21 世紀のデータ駆動型経済における公正な競争ルールの基盤を定義しようとする、先見性のある戦略的措置と評価できる。本レポートでは、この調査の背景にある技術的・経済的变化を解き明かし、法的枠組みを整理し、国内外の動向を比較分析することで、企業および政策立案者に対する戦略的な提言を提示する。

第 2 章 変革の触媒：AI による産業データの価値再定義

データから価値へ：デジタル排気物から経済燃料への転換

経済の構造を根底から変えるシフトが進行している。かつて、中小企業の製造現場で生まれる稼働データ（機械の稼働率、不良品率、エネルギー消費量など）は、しばしば「デジタルの排気物（デジタル・エグゾースト）」と見なされてきた。しかし、記事が指摘するように、生成 AI の台頭により「データの価値は高まっている」。生成 AI や機械学習モデルは、この膨大な生データを、イノベーションを駆動する高価値の「燃料」へと変換する能力を持つ¹。

製造業における具体的な活用事例は、この価値変換のプロセスを明確に示している。

- **予知保全と最適化:** 三菱重工業やダイキン工業の事例では、AI が稼働データを解析し、機器の故障を予測したり、エネルギー効率を最適化したりしている²。これにより、コスト削減と持続可能な運用が可能となる。
- **品質管理とプロセス改善:** ドイツの Bosch 社は、AI を用いて不良品の合成画像を生成し、品質管理モデルの学習データとして活用している³。これは、データがいかに開発コストを劇的に削減し、製品品質を向上させるかを示す好例である。
- **新製品・サービス設計:** ある家電メーカーは、生成 AI を用いて従来の発想を超えた電気シェーバーを設計し、人間であれば数ヶ月を要する開発をわずか数日で達成した⁵。これは、データが研究開発の中核を担うことを示している。
- **サプライチェーンの自動化:** トヨタ自動車の接着剤塗布の自動検査システムのように、データは生産プロセス全体の効率化に貢献している⁶。

このように、かつては記録されるだけだったデータが、今や企業の競争力を左右する極めて重要な経営資源へと変貌を遂げているのである。

経済的断絶と中小企業のジレンマ

ここに、深刻な非対称性が存在する。記事が「中小企業は自社が持つデータの価値に気づかず、管理が不十分な場合も多い」と指摘する通り、多くの中小企業はこの変革に取り残されている。経済産業省などの調査によれば、中小企業は AI 人材の不足やデータ活用のメリットを具体的にイメージできないといった課題に直面している⁷。

この状況は、単なる「認識不足」という言葉では説明しきれない、より根深い構造的問題、「価値実現の非対称性」の罠を生んでいる。個々の中小企業が持つデータの真の経済価値は、多くの場合、何百、何千という他社のデータと集約され、大企業の強力な AI インフラによって処理されて初めて引き出される。中小企業は単独ではこの価値を実現する手段を持たない。こ

の現実が、交渉の場において深刻なパワーインバランスを生み出す。大企業は「原石を黄金に精錬する方法を知る者」として交渉に臨む一方、中小企業は自らの資産を「ただの石ころ」としか認識できていない。

この非対称性は、単なる知識のギャップではない。価値を実現するための資本、人材、技術インフラにおける構造的な格差である。その結果、「公正な対価」での交渉は極めて困難となり、優越的な地位にある大企業が、本来価値あるデータを無償または不当に廉価で取得する取引が横行する土壌となっている。

第3章 公取委による拡大調査の解説

スコープと焦点における画期的な拡大

記事で報じられた公取委の新たな調査は、そのスコープと焦点において、従来のものとは一線を画す重要な特徴を備えている。

- **対象の普遍化**：これまでの調査対象が製造業とスタートアップに限定されていたのに対し、今回は**全産業から無作為抽出した4万社**へと対象が拡大された。これは、データと知的財産の搾取が特定のセクターに限られた問題ではなく、日本経済全体に蔓延する構造的な課題であるという公取委の認識を示すものである。
- **新たな資産クラスの追加**：調査項目に「生産設備の稼働状況など産業データの提供を強要された経験の有無」が新たに追加された点は、本調査の最も重要な進展である。これにより、特許権などの伝統的な知的財産権で保護されていない非構造化データが、独占禁止法による監視の対象となる重要な資産として公式に位置づけられた。
- **三位一体のアプローチ**：公取委、中小企業庁、特許庁の**3機関**が合同で調査を実施する体制は、競争政策、中小企業支援、知的財産保護という異なる専門知見を結集した、包括的な政府のアプローチを象徴している。
- **新たなルール形成への道筋**：2026年度以降に「調査で得られた事例を独占禁止法に関する指針に反映することも検討する」という目標は、単発の調査に終わらせず、より明確で堅牢な法的判例を形成し、将来の不正な取引を抑止しようとする長期的な戦略を示唆している。

AI 駆動型独占に対する先制的措置

生成 AI の爆発的な普及というタイミングでこの調査が開始されたことは、単なる偶然ではない。これは、将来の「データ独占」の形成を防ぐための、規制当局による先制的な一撃と解釈できる。

生成 AI モデルの性能は、学習に用いるデータの量と質に直接的に依存する。もし大企業が取引上の優越的な地位を利用して、サプライチェーンから独自の産業データを排他的に、かつ無償で吸い上げ続けることができれば、競合他社には到底模倣不可能な、極めて強力な AI モデルを構築することが可能になる。これは強力なネットワーク効果と参入障壁を生み出し、独占の古典的な形成パターンそのものである。

したがって、公取委の今回の動きは、個々の中小企業を保護するという短期的な目的だけでなく、技術変革の時代において市場全体の長期的な競争の健全性を維持するという、より大きな戦略的意図に基づいている。公正なデータアクセスを確保し、強制的なデータ取得を今阻止することで、少数の支配的企業が次世代 AI の基盤となるデータを独占するのを防ぎ、新たなプレイヤーが参入できる競争環境を維持することを目指しているのである。

第 4 章 法的枠組み：優越的地位の濫用

公取委が今回の調査で主たる法的根拠とするのが、独占禁止法で禁止されている「優越的地位の濫用」である。この概念を理解することが、問題の本質を捉える鍵となる。

濫用を構成する三つの柱

優越的地位の濫用が成立するためには、主に三つの要件を満たす必要がある¹⁰。

- 1. 優越的地位 (Superior Bargaining Position):** 取引の一方の当事者 (A 社) が、相手方 (B 社) にとって取引の継続が困難になることが「事業経営上大きな支障を来す」ため、A 社からの不利益な要請であっても B 社が受け入れざるを得ない状況を指す¹⁰。
- 2. 地位の利用 (Leveraging the Position):** 優越的な地位にある A 社が、その依存関係を利用して不当な要求を行うこと。
- 3. 不当な不利益 (Imposing Unjust Disadvantages):** その要求が、「正常な商慣習に照らし

て不当に」相手方に不利益を与えること。この不利益が、公正な競争を阻害するおそれがある場合に問題となる¹⁰。

伝統的な濫用類型の無形資産への適用

優越的地位の濫用に関する従来の類型は、知的財産やデータといった無形資産を巡る現代的な問題にも適用可能である。公取委のガイドラインに示される古典的な濫用行為は、以下のように読み替えることができる¹⁰。

- **購入強制 (Coerced Purchase):** 従来は、優越的な地位にある企業が自社製品の購入を取引先に強制する行為を指した。現代の文脈では、中小企業に対し、対価なき知的財産権の譲渡やデータの提供を「受け入れる」ことを事実上強制する行為に相当する。
- **協賛金等の要請 (Request for Economic Benefits):** 従来は、売上と直接関係のないイベントへの協賛金などを不当に要求する行為を指した。これが、ロイヤリティフリーのライセンス供与や、無償でのデータストリーム提供の要求といった形で現れる。
- **従業員等の派遣要請 (Uncompensated Labor/Services):** 従来は、取引先の従業員を無償で自社の業務に従事させる行為を指した。これが、中小企業・スタートアップ取引に関するガイドラインで問題視されている、無償での技術指導や試作品製作の強要といった行為に該当する¹⁴。

執行措置と罰則

優越的地位の濫用が認定された場合、公取委は強力な権限を行使する。これには、違反行為を停止させるための**排除措置命令**や、違反期間中の取引額の1%に相当する額の納付を命じる**課徴金納付命令**が含まれる¹³。今回の調査が、これらの措置の発動を視野に入れたものであることは明らかであり、企業にとっては重大な経営リスクとなる。

第5章 搾取のパターン：過去の調査からの証拠

今回の全産業を対象とした調査は、決してゼロから始まったものではない。公取委がこれまでに行ってきたスタートアップや製造業を対象とした調査から、知的財産やデータを巡る不公正

な取引が根深く、継続的な問題であることがすでに明らかになっている。

スタートアップへの圧力

特に、イノベーションの担い手であるスタートアップは、大企業や投資家との取引において脆弱な立場に置かれやすい。公取委が公表したスタートアップの取引慣行に関する調査報告書は、その実態を浮き彫りにしている¹⁷。

- **NDA（秘密保持契約）の悪用と営業秘密の窃取:** 投資検討や提携交渉を名目に、NDA を締結しないまま、スタートアップのビジネスモデルや技術情報といった核心的な営業秘密の開示を強要する事例が報告されている¹⁷。これは、情報のみを不当に引き出すための常套手段となり得る。
- **知的財産権の一方的な奪取:** スタートアップが主体となって開発したにもかかわらず、「研究費用を負担した」「自社の知財ポリシーである」といった理由で、共同研究の成果である知的財産権を連携事業者のみに帰属させるよう要求するケースが確認されている¹⁷。
- **データの強制的な提供:** 提携の条件として、スタートアップが保有する貴重な顧客情報の提供を求める事例も指摘されている¹⁷。

製造業における前例

製造業においても、優越的な地位にある発注者が、下請けである中小企業のノウハウや知的財産を不当に吸い上げる事例が問題視されてきた²⁰。これには、名ばかりの「共同研究」による成果の横取りや、金型の設計図面、CAD データといったノウハウの塊である技術データを、正当な対価を支払うことなく提供させる行為などが含まれる¹⁵。

これらの過去の調査結果は、今回の調査が対処しようとしている問題の深刻さと広がりを見付けている。以下の表は、これまでの調査で明らかになった不公正な取引の類型を整理したものである。

表 1: 知的財産・データ取引における不公正な慣行の類型

濫用のカテゴリー	具体的な手口	代表例（匿名化）	典拠
契約前の搾取	NDA 未締結での情報開示強要	大企業が投資検討を名目に、NDA 締結前にスタートアップの事業計画や財務予測の詳細な開示を要求する。	17
	不利な NDA 条項	スタートアップ側のみが秘密保持義務を負う、片務的な NDA の締結を要求する。	17
開発段階の搾取	知的財産権の一方的な帰属	共同開発プロジェクトの成果物について、開発作業の大部分をスタートアップが担ったにもかかわらず、資金提供を理由に全ての知的財産権を発注者側に帰属させる。	17
	名ばかりの「共同研究」	実態は単なる下請け委託であるにもかかわらず「共同研究」と称し、中小企業が生み出した発明の権利を主張する。	20
	無償での役務提供・試作品製作	正式な発注前に、無償での技術指導や複数回の試作品製作を	15

		強要する。	
事業化段階の搾取	ロイヤリティフリーのライセンス要求	大口の製造契約を条件に、サプライヤーが保有する既存の知的財産権（バックグラウンド IP）に対する無償かつ永久のライセンスを要求する。	18
	データの無償提供強要	サプライヤーに対し、生産ラインの稼働データをリアルタイムで無償提供させ、そのデータを自社の AI サービス開発に利用する。	(記事本文)
	知的財産権行使への干渉	中小企業が独自に行った発明に関する特許出願について、取引とは無関係にもかかわらず、事前の内容報告や修正を要求する。	15

第 6 章 中小企業の構造的な脆弱性

なぜ中小企業は、このような不公正な要求に対して脆弱なのか。その背景には、単なる個社の経営判断ミスでは片付けられない、構造的な問題が存在する。

脆弱性の三つの要因

1. **認識のギャップ (The Awareness Gap):** 記事でも指摘されている通り、多くの中小企業は自社の無形資産の価値を正確に評価する専門知識を持たない。データの潜在的な価値を分析するデータサイエンティストや、複雑な知財条項を交渉する法務の専門家を内部に抱える余裕がないことが多い⁷。
2. **リソースの非対称性 (Resource Asymmetry):** 中小企業は、売上の大部分を依存する大口取引先からの不公正な要求に対し、法的に対抗したり、長期的な交渉を行ったりするための資金的・人的リソースを欠いている。データを守るために取引を失うコストは、要求を呑んで取引を継続する利益よりもはるかに大きいと判断せざるを得ない状況に追い込まれやすい。
3. **報復への恐れ (The Culture of Fear):** 「優越的地位の濫用」という概念の根底には、中小企業が抱く報復への恐れがある。不当な要求に抵抗すれば、取引を打ち切られるかもしれないという暗黙の脅威が、反対の声を封じ込め、搾取のサイクルを永続させる。

これら三つの要因が相互に作用し、中小企業を極めて不利な立場に置いている。公取委の調査は、この構造的な力関係の不均衡にメスを入れる試みである。

第7章 国際的な文脈：EU データ法からの教訓

日本の公取委が「優越的地位の濫用」という事後的な法執行アプローチを強化する一方で、欧州連合（EU）はより抜本的なアプローチを採用している。2025年9月に本格適用される「EU データ法」は、この問題に対する日本の将来的な政策を考える上で重要な示唆を与える。

新たなパラダイム：権利としてのデータアクセス

EU データ法は、根本的に異なる思想に基づいている。それは、コネクテッド製品（IoT 機器など）の利用によって生成されるデータへのアクセスを、ユーザー（中小企業などの B2B ユーザーを含む）の法的**権利**として確立するものである²²。これは、濫用が起きてから罰するのではなく、初めからユーザーに力を与えることで問題の発生を防ぐ、事前的・エンパワーメント型のアプローチである。

主要な規定と原則

- **公正・合理的・非差別的な (FRAND) アクセス:** データ保有者がデータ共有を義務付けられる場合、FRAND 条件で提供しなければならない。
- **営業秘密の保護:** データ法は、データアクセスを認める一方で、データ保有者の営業秘密を保護するための仕組みも備えている。営業秘密に深刻なリスクがある場合、データ保有者はアクセスを拒否したり、NDA の締結を求めたりすることが可能であり、アクセス権と保護のバランスを図っている²⁵。
- **透明性の向上:** 製品の製造者は、どのようなデータが生成され、それにどうアクセスできるかを事前に透明性をもってユーザーに開示する義務を負う²³。

比較分析：日本の独占禁止法 vs. EU データ法

日本の独占禁止法と EU データ法のアプローチの違いは、以下の表で明確になる。この比較は、日本の政策立案者が直面する選択肢を浮き彫りにする。

表 2：規制アプローチの比較

比較軸	日本：独占禁止法（優越的地位の濫用）	欧州連合：データ法
基本思想	事後的執行 (Reactive Enforcement): 不公正な搾取が発生した後に、それを禁止し、是正する。	事前的エンパワーメント (Proactive Empowerment): ユーザーが自ら生成に関与したデータにアクセスし、移転させる法的権利を確立する。
法的焦点	関係性ベース: 特定の二者間の力関係の不均衡に焦点を当てる。	権利ベース: データそのものに焦点を当て、ユーザーに普遍的なアクセス権を付与する。

データアクセス	アクセスへの固有の権利はない。アクセスは交渉事項であり、拒否が濫用に該当する場合にのみ違法となる。	コネクテッド製品から生成されるデータへの法的アクセス権があり、データ保有者はそれを促進する義務を負う。
執行メカニズム	申告や調査に基づく公取委による調査、排除措置命令、課徴金納付命令。	データ保有者に対する透明性確保とデータ共有の法的義務。各国の当局が執行。
主たる目標	市場の失敗と不公正な取引の是正。	データの公正かつ自由な流通を確保することによるデータ駆動型経済の活性化。

グローバルな規制の波及効果

この比較は、単なる学術的なものではない。EU データ法は、EU 市場にコネクテッド製品を投入する全ての企業に適用される。これは、自動車、産業機械、家電などの日本の主要メーカーが、EU 法を遵守するために、データへの透明性とアクセスを保証するシステムを構築する必要があることを意味する。

この EU からの外圧は、日本国内での政策転換を促す強力な推進力となり得る。グローバル企業にとって、地域ごとに異なるデータガバナンス方針を維持するよりも、最も厳格な基準（この場合は EU データ法）に準拠した単一のグローバル基準を導入する方が効率的である場合が多い。その結果、公取委の現在の調査とは独立した形で、企業側から EU と同様の基準を国内でも採用すべきだという声が高まり、将来の日本のデータ政策に影響を与える可能性がある。

第 8 章 戦略的提言と将来展望

公取委による大規模調査は、日本のビジネス環境における無形資産の扱いに大きな転換点をも

たらず可能性がある。この変化に対応するため、各ステークホルダーは戦略的な行動を起こす必要がある。

中小企業への提言：プロアクティブな防衛戦略

- **データ・知財資産の棚卸し:** まず自社がどのような価値ある資産を保有しているかを正確に把握することが不可欠である。データソースをマッピングし、独自のノウハウを特定し、既存の知財保護状況をレビューすべきである。
- **契約実務の強化:** 政府が公表している各種ガイドラインを交渉時のチェックリストとして活用することが有効である¹⁴。相互的なNDAの締結を求め、共有するデータや知財の範囲と利用目的を明確に定義し、共同開発成果の帰属に関する条項が貢献度に応じて公正に定められていることを確認する必要がある。
- **交渉経緯の完全な記録:** 全ての交渉、要求、連絡の経緯を詳細に記録することが極めて重要である。これらの証拠は、将来的に公取委への申告が必要になった際に決定的な役割を果たす。
- **「ノー」と言う勇気と申告制度の活用:** 搾取的な取引を拒否することが、長期的には自社の競争力を守ることにつながる場合がある。また、公取委の申告制度の存在を認識し、活用をためらわない姿勢が求められる。

大企業への提言：持続可能なパートナーシップへの転換

- **法的・評判リスクの低減:** 4万社を対象とする公取委の調査は、違反行為が発覚するリスクを劇的に高めた。調達・提携に関する契約内容を自主的に見直し、是正することは、もはや喫緊のリーガルリスク管理である。
- **透明性の高いデータガバナンスの確立:** パートナーとのデータ・知財共有に関する明確、公正、一貫した社内ポリシーを策定すべきである。これは信頼を醸成し、より強靱で革新的なサプライチェーンの構築につながる。
- **公正な価値交換の実現:** 搾取的な関係から脱却し、中小企業が提供するデータに対して公正な対価を支払うモデルを模索すべきである。これには、データを用いて開発された新サービスからのレベニューシェアや、データ分析から得られた有益なインサイトの提供などが考えられる。

政策立案者への提言：今後の道筋

- **ガイドラインの強化と明確化:** 今回の調査は第一歩に過ぎない。その結果を踏まえて改定されるガイドラインは、産業データや AI の学習データに関する濫用行為の具体例を、誰にでも理解できるよう明示する必要がある。
- **中小企業への教育・啓発への投資:** 中小企業に対し、自社のデータの価値や独占禁止法上の権利について理解を深めるための啓発キャンペーンを展開すべきである。
- **次なるフロンティアへの考察:** 本レポートの締めくくりとして、日本の政策立案者に戦略的な問いを投げかけたい。AI 時代において、現行の事後的な法執行モデルは十分なのだろうか。それとも、長期的な競争力と公正性を確保するために、EU データ法の原則に学び、より事前的・権利ベースのデータアクセスに関する枠組みの検討を開始すべきではないだろうか。この問いに対する答えが、日本の未来の経済的活力を左右することになるだろう。

引用文献

1. 経済産業省「データ利活用のポイント集」, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://aidata.jp/news/point-data/>
2. 製造業における生成 AI の活用事例 18 選！導入時のメリット・デメリットも解説, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.ai-souken.com/article/manufacturing-ai-generation-application-cases>
3. 【生成 AI 活用事例】国内外の製造業における事例を徹底解説 | CASE SEARCH for コンサル, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://case-search.jp/case-by-theme-genai-manufacturing/>
4. 国内外の製造業の生成 AI 導入・活用事例を解説！, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://bdlab.or.jp/lab/%E5%9B%BD%E5%86%85%E5%A4%96%E3%81%AE%E8%A3%BD%E9%80%A0%E6%A5%AD%E3%81%AE%E7%94%9F%E6%88%90ai%E5%B0%8E%E5%85%A5%E6%B4%BB%E7%94%A8%E4%BA%8B%E4%BE%8B%E3%82%92%E8%A7%A3%E8%AA%AC>
5. 生成 AI は現場でも大活躍。製造業における活用事例をご紹介 | ブレインズテクノロジー株式会社, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.brains-tech.co.jp/impulse/blog/generation-ai-case/>
6. 製造業における生成 AI 活用事例 10 選！生産性・品質向上など効果別 | ニューラルオプト, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://neural-opt.com/manufacturing-gpt-cases/>
7. 中小企業の AI・データ活用について, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/smartsme/2019/190626smartsme01.pdf>
8. 中小企業が AI 活用すべき理由は？課題や成功事例についても解説, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://blog.mono-x.com/why-smb-should-use-ai>
9. 中小企業における AI 活用の現状と求められる支援, 8 月 19, 2025 にアクセス、
https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/ronbun2102_02.pdf

10. 優越的地位の濫用 - 公正取引委員会, 8 月 19, 2025 にアクセス、
https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/yuuetsu.pdf
11. 優越的地位の濫用の問題は,公正取引委員会に御相談ください, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.aaal.jp/assets/files/yuuetsu.pdf>
12. 優越的地位の濫用」を基礎から徹底解説！ - 渋谷ブレイン法律事務所, 8 月 19, 2025 にアクセス、
https://www.brainlawyers.jp/case_column/case_column_470/
13. 優越的地位の濫用とは？ 独占禁止法上の規制内容・事例・違反時のペナルティなどを分かりやすく解説！ - 契約ウォッチ, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://keiyaku-watch.jp/media/houre/yuhetutekitii-ranyou/>
14. 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形について - 中小企業庁, 8 月 19, 2025 にアクセス、
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html
15. 知的財産取引に関するガイドライン 第 1 章 はじめに - 中小企業庁, 8 月 19, 2025 にアクセス、
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline01.pdf
16. 中部経済新聞 2022 年 2 月掲載独占禁止法の優越的地位の濫用とは - 愛知県弁護士会, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.aiben.jp/about/library/chukei202202main.html>
17. ニュース「公取委、スタートアップ出資をめぐる取引に関する調査結果を公表」 - 企業法務ナビ, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.corporate-legal.jp/news/5114>
18. (令和 4 年 12 月 23 日)スタートアップをめぐる取引に関する調査結果 ..., 8 月 19, 2025 にアクセス、
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221223_startupchousa.html
19. (令和 2 年 11 月 27 日)スタートアップの取引慣行に関する実態調査について(最終報告), 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>
20. 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=242>
21. ニュース「中小企業の知的財産保護のため、政府が指針を策定」 - 企業法務ナビ, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.corporate-legal.jp/news/4255>
22. スタートアップの取引慣行に関する 実態調査報告 ... - 公正取引委員会, 8 月 19, 2025 にアクセス、
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease_2.pdf
23. 欧州データ法の概要と企業に求められること | PwC Japan グループ, 8 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/awareness-cyber-security/digital-governance-forum-explanation3.html>
24. EU のデータ活用制度枠組について, 8 月 19, 2025 にアクセス、
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/data1/data1_siryou4.pdf
25. 欧州データ法：データへの公平なアクセスと利用に関する規則—IoT ビジネスモ

デルに対する衝撃, 8 月 19, 2025 にアクセス、
[https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/awareness-cyber-security/eu data act.html](https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/awareness-cyber-security/eu_data_act.html)

26. 「知的財産取引に関するガイドライン」について - 弁護士法人イノベンティア, 8 月 19, 2025 にアクセス、<https://innoventier.com/archives/2021/05/12241>